

～住宅のリフォーム工事の費用の一部を補助します。～  
**平成 29 年度 安中市住宅リフォーム補助金のご案内**

この補助金は、居住環境の改善と地域経済の活性化を図るため、市民の皆様が安中市内（以下、「市内」といいます。）の業者を活用して、ご自宅をリフォームした場合に、その費用の一部を補助するものです。補助金をご利用頂くに当たり、所定の条件・手続き等がございますので、ご案内致します。

● **補助対象者**（補助金の申し込みができる人）

補助金の交付の対象となる人は、次のすべてに該当する人です。

- (1) 市内に住宅を所有し、そこに居住している人
- (2) 上記住所で住民基本台帳に記録されている人
- (3) 市税を滞納していない人

※ ここでいう市税とは、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税です。なお、国民健康保険税については、世帯主に課税されますので、申請者が世帯主の場合は、本人及び世帯員全員の国民健康保険税を完納している必要があります。

- (4) 暴力団員等でない人
- (5) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない人

● **補助対象住宅**（対象となる住宅）

補助金の交付の対象となる住宅は、次のすべてに該当する住宅で、一戸建て住宅、併用住宅の個人住宅部分、集合住宅の個人専有部分などが対象です。

- (1) 補助対象者が所有しており、現在居住している住宅
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない住宅

※ 法人が所有している住宅や、賃貸住宅、給与住宅（社宅、社員寮）、別荘等の一時的に使用する住宅などは対象外です。

● **補助対象工事**（対象となる工事）

補助金の交付の対象となる工事は、次のすべてに該当する工事です。

- (1) 住宅の機能や性能を維持、向上させるために行うリフォーム工事であること。  
 ※ 別紙の補助対象となるリフォーム工事をご覧ください。
- (2) 下記表の業者種別に応じ、条件すべてに該当する市内業者に発注して行う工事であること。

業者種別	市内業者の条件
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>本店(本社)が市内にある業者のみが対象</u>です。                発注予定の業者の<u>本店(本社)が市内にあるか、発注先に必ずご確認ください</u>。                本店(本社)は市外に所在し、支店、営業所のみ市内に所在する業者に発注する場合は、補助金の交付はできません。</li> <li>※ 本店(本社)の所在地は、インターネットの国税庁法人番号公表サイトでも検索・照合できます。                URL：<a href="http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/">http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</a></li> <li>・ 見積書、領収書に記載される業者の住所が、市内の住所で記載されていること。</li> </ul>
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所が市内に所在すること</li> <li>・ 見積書、領収書に記載される業者の住所が、市内の住所で記載されていること。</li> </ul>

- (3) 別紙の補助対象となるリフォーム工事に必要な経費（補助対象経費）の合計額が10万円(税込み)以上であること。  
 ※ 同時に、市の他の制度による補助金・助成金等を受ける場合は、それらに係わる工事と、この補助金に係わる工事と明確に分離してください。市の他の制度と重複した補助金は交付できません。
- (4) 補助金の交付決定通知を受けるまで工事に着手していないこと。  
 ※ 補助金交付決定の通知を受けてから着工してください。  
 交付決定前に着工した場合は、補助金の交付ができません。
- (5) 平成30年2月28日までにリフォーム工事の完了報告ができること。

● **補助金額**

補助金の金額は次のとおりです。

- (1) 一般の世帯：補助対象経費の20%かつ上限額20万円(1,000円未満切り捨て)
- (2) 子育て世帯：補助対象経費の30%かつ上限額20万円(1,000円未満切り捨て)
- ※ 子育て世帯：平成11年4月2日以降に生まれた子供を扶養し、同居している世帯
- ※ 補助対象経費：補助対象工事に要する経費

## ● 手続きの流れ

補助金の交付を受けるまでの手続きは次のとおりです。なお、別紙に手続きの流れ図がございますので、併せてご覧ください。

なお、補助金の交付は交付年度に関係なく、同一申請者につき1回限りで、かつ、1住宅につき1回限りです。

### (1) 事前申請

補助金の交付申請の前に、事前申請書を下記期間内に申請してください。事前申請では、補助対象者の条件の確認、審査を行います。事前申請の審査結果は後日郵送にて通知します。

事前申請受付期間 事前申請書配布・受付場所 受付時間	平成 29 年 5 月 22 日(月)～平成 29 年 6 月 9 日(金) 本庁建築住宅課または松井田庁舎耕地建設課 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(閉庁日を除く)
備考	※ 事前申請の際には見積書、写真などの添付は不要です。 ※ 事前申請できるのは1住宅につき1件です。 ※ 書類は直接提出してください。郵送では受付できません。 ※ 事前申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

### (2) 公開抽選の実施

事前申請件数が予算額を超える場合には公開抽選により当選者(交付申請(本申請)できる人)を決定するほか、当選者以外の補欠順位を決定します。抽選結果は抽選の対象となった人全員に通知します。

#### (抽選方法について)

- ・ガラポン式抽選器により抽選番号を抽出します。
  - ・抽選器の操作は、市長の選任を受けた事務局代表者が行いますので、申請者様は抽選器の操作を行うことはできません。
  - ・公開抽選会場への入場、見学は自由ですが、会場の収容人数に限りがあるため、当日の状況により入場、見学ができない場合があります。
  - ・申請者様が公開抽選会場へ入場、見学をしたかどうかは、当選確率に影響しません。
- ※ 事前申請件数が予算額の範囲内の場合には、補助対象者の条件を満たす事前申請した人全員を当選者としてします。

公開抽選 日時・場所	平成 29 年 6 月 17 日(土) 安中市役所本庁 305 会議室 (開場)午前 9:30 (開始)午前 10:00
---------------	--

#### (繰上げ当選について)

- ・当選者による本申請(次項(3)参照)受付終了後、予算額に残額がある場合や工事の取りやめがあった場合などには、補欠順位順に繰上げ当選となります。
  - ・繰上げ当選の通知は、おおむね平成 29 年 8 月 10 日(木)までに行う予定です。
- ※ 繰上げ当選の通知がなかった場合(繰上げ当選者に該当しなかった場合)は、申し訳ございませんが補助金の交付対象外となります。

### (3) 補助金交付申請(本申請)

当選者は下記期間内に住宅リフォーム補助金交付申請書を申請してください。申請書類は下記のとおりです。受付後、審査を行います。なお、申請書に不足事項等がある場合には受付できないことがありますので、申請前に書類が整っているかご確認ください。

交付申請受付期間 申請書配布・受付場所 受付時間	平成29年6月19日(月)～平成29年7月28日(金) 本庁建築住宅課(松井田庁舎では受付できません。) 午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)
備考	※ 書類は直接提出してください。郵送では受付できません。 ※ 申請書は市ホームページからもダウンロードできます。 ※ 繰上げ当選者の交付申請(本申請)の期間は別途ご連絡します。

申請書類	備考
住宅リフォーム補助金申請書	様式第1号
住民登録等調査承諾書	様式第2号
案内図	住宅の所在地が分かる地図
見積書の写し	補助対象経費の内訳明細が記載された見積書の写しを添付してください。 見積書には、 ・発注者(=申請者)の氏名(フルネーム) ・市内業者の名称・住所 を必ず記載頂くよう、市内業者へご依頼ください。 見積書の業者について、市内に本店(本社)がないものや、市外の住所となっているものは受付できません。 なお、業者の条件の詳細については、補助対象工事の項目をご覧ください。
住宅の外観写真 現場写真	・住宅の全景が分かる写真 ・補助対象工事を行う予定の箇所の写真
委任状	代理者による申請を行う場合は添付ください。(様式任意)
その他市長が必要と認める書類	・申請者が当選者であることが分かる抽選結果通知書

### (4) 補助金の交付(不交付)決定通知

交付申請書を審査し、補助金の交付(不交付)を決定した後、住宅リフォーム補助金交付(不交付)決定通知書を通知します。

交付決定通知書の通知を受けてから、補助対象工事に着手してください。

※ 建築基準法第6条第1項の規定が適用される工事(建築確認申請が必要な工事)の場合は、建築確認申請の手続きを必ず行い、確認済証の交付を受けてから着工してください。

なお、建築確認申請の手続きについては、ご発注先の市内業者または建築設計事務所等へご相談ください。

### (5) 補助金の交付申請の内容の変更

補助金の交付決定通知を受けた後、交付決定の内容を変更する場合には、次の書類を建築住宅課へ申請してください。

※ リフォーム工事費が変更になる場合、増額、減額にかかわらず変更交付申請が必要ですが、当初の交付決定を受けた補助金額より増額する変更交付決定はできません。

※ 補助対象工事の変更・追加等により、補助対象経費が増額した場合でも、当初の交付決定を受けた補助金額より増額する変更交付決定はできません。

申請書類	備考
住宅リフォーム補助金変更交付申請書	様式第4号
変更した内容の分かる見積書の写し	変更した内容の分かる補助対象経費の内訳明細が記載された見積書の写しを添付してください。 見積書には、 ・発注者 (=申請者) の氏名 (フルネーム) ・市内業者の名称・住所 を必ず記載頂くよう、市内業者へご依頼ください。 見積書の業者について、市内に本店 (本社) がないものや、市外の住所となっているものは受付できません。
変更した内容の分かる現場写真	
委任状	代理人による申請を行う場合は添付ください。(様式任意)
その他市長が必要と認める書類	

変更申請が必要な一例 (ただし、補助金の増額はできません。)

- ・ 交付申請書の工事費に変更が生じた場合
- ・ 補助対象工事に変更・追加が生じた場合
- ・ リフォーム工事を依頼する市内業者を変更する場合

### (6) 補助金の交付申請の取りやめ

交付決定通知を受けてから、補助対象工事を取りやめたり、中止する場合は、住宅リフォーム補助金交付申請取下届 (様式第6号) を提出してください。

## (7) 完了報告

補助対象工事が完了した場合は、次の書類を建築住宅課へ報告してください。

なお、変更交付申請が必要な場合は、完了報告の前に変更交付申請を行ってください。

完了報告は原則として、平成 30 年 2 月 28 日（水）までに報告してください。

完了報告提出期限 提出場所 受付時間	平成 30 年 2 月 28 日（水） 本庁建築住宅課（松井田庁舎では受付できません。） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（閉庁日を除く）
備考	※ 書類は直接提出してください。郵送では受付できません。 ※ 完了報告書は市ホームページからもダウンロードできます。 ※ やむを得ない事情で報告が間に合わない場合は、早めにご相談ください。

申請書類	備考
住宅リフォーム工事完了報告書	様式第 7 号
領収書の写し	補助対象工事に係わる領収書の写しを添付してください。 領収書には、 ・発注者（=申請者）の氏名（フルネーム） ・市内業者の名称・住所 を必ず記載頂くよう、市内業者へご依頼ください。 領収書の業者について、市内に本店（本社）がないものや、市外の住所となっているものは受付できません。
工事完了後の現場写真	工事前と比較ができる現場写真を添付ください。
検査済証の写し	建築確認申請が必要な工事の場合は、検査済証の写しを添付ください。
住宅リフォーム補助金請求書	様式第 9 号 ※ 振り込み先の口座の通帳の見開きの写しを添付ください。
委任状	代理者による申請を行う場合は添付ください。（様式任意）
その他市長が必要と認める書類	

## (8) 補助金の確定・交付

完了報告書を審査した後、住宅リフォーム補助金額確定通知書により補助金額を通知します。補助金の交付は住宅リフォーム補助金請求書（様式第 9 号）に記載された口座にお振り込みとなります。

## (9) 補助金の交付決定の取消し・返還

補助金の交付決定を受けた人が下記に該当する場合には、交付決定が取消されたり、補助金の返還を求められることがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助対象工事の実施について関係法令に違反したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるとき。

## ● その他注意事項

- ・ 補助金の交付に係わる審査について、必要に応じ、現地調査を行う場合がございますので、ご了承ください。
- ・ 市では補助対象工事の対象となる市内業者の紹介、斡旋は行いません。法人の業者にあつては、本店(本社)が市内にある業者のみが対象です。また、個人事業者にあつては、事業所が市内に所在する業者が対象ですので、ご確認頂き市内業者を選定してください。
- ・ 市では、電話や訪問によるリフォーム工事の勧誘や、市から業者に委託して勧誘をする等の行為は一切行っていません。この補助金の活用を語った強引な勧誘や、一方的な工事を施工して高額な工事費を請求する悪質な業者にご注意ください。
- ・ 補助金のご利用条件や手続き等以外のことで、リフォーム工事の実施について、ご心配な点やご確認したい点がある場合は、下記の相談窓口等のご活用もご検討ください。

公益社団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
住まいるダイヤル 電話：0570-016-100  
URL： <https://www.chord.or.jp/>

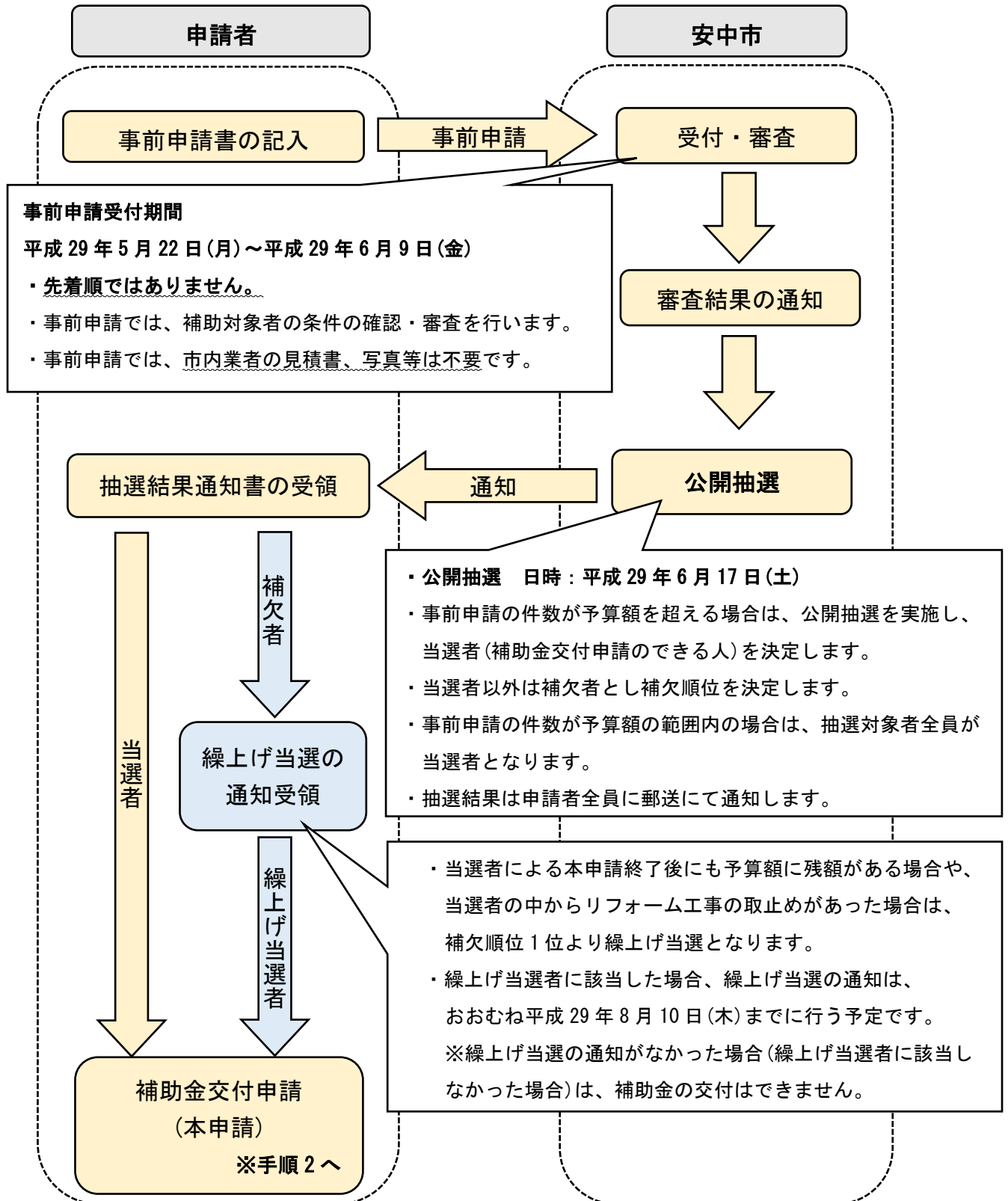
群馬住まいの相談センター（群馬県住宅供給公社）  
電話：027-210-6634  
URL： <http://www.gunma-jkk.or.jp/consultation/center/>

### 補助金についてのお問い合わせ先

〒379-0192 安中市安中一丁目 23-13  
安中市役所建設部建築住宅課指導係（本庁1階）  
電話：027-382-1111（内線1255・1256・1257）  
FAX：027-381-7020

# 安中市住宅リフォーム補助金の交付までの手続きの流れ

## 手順1 事前申請から補助金交付申請(本申請)まで





## 手順2 補助金交付申請(本申請)から補助金交付まで

申請者

安中市

※手順①より  
当選者・繰上げ当選者

対象となる市内業者は下記すべてに該当する業者です。

- ① 法人の場合：市内に本店(本社)がある業者  
(支店、営業所等のみは不可)
- 個人事業者の場合：市内に事業所のある業者
- ② 見積書・領収書の業者住所が市内であること。

市内業者の選定  
(発注先の選定)

- ・当選者の補助金交付申請書(本申請書)受付期間  
**平成29年6月19日(月)～平成29年7月28日(金)**
- ※ 繰上げ当選者には別途受付期間を通知します。

補助金交付申請書の作成  
(本申請書)

申請(本申請)

受付・審査

交付決定通知書の受領

通知

交付決定

工事着工

- ・交付決定通知を受けてから着工して下さい。
- ・交付決定前に着工した場合は、補助金の交付はできません。

変更なし

変更申請書の作成

変更あり

変更承認通知書の受領

申請

受付・審査

通知

変更承認

- ・当初に交付決定を受けた補助金額より増額はできません。

工事完成

工事完了報告書の報告期限は、**平成30年2月28日(水)**です。

完了報告書の作成

報告

受付・審査

確定通知書の受領  
補助金の請求・受領

通知

補助金額の確定

● 補助対象となるリフォーム工事

リフォーム工事の内容	備考
屋根のふき替え、塗装、防水等の工事	
雨どいの取替え、修繕等	
外壁の張り替え、塗装、防水等の工事	
バルコニー、ベランダ、テラス等の修繕、新設工事	
部屋の間取りの変更、模様替え等の工事	
床材、壁材及び天井材の張り替え、塗装等の工事	
断熱化を目的とした工事	断熱材、サッシの取替え等
畳の取替え、表替え等	
建具の取付け、交換、修繕及び新設	
造付け家具の取付け又は修繕	住宅の一部として取付けた収納、棚等
浴室、洗面所、便所、台所等の取替え、修繕、新設等の工事	ユニットバス、便器、システムキッチン、洗面台等
給排水衛生設備、給湯設備、空気調和設備、ガス設備及び電化設備の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(屋内外)給水管、排水管、雨水ます、汚水ます、ガス管等の取替え、設置等</li> <li>・給湯器、冷暖房設備、IHコンロ等の取替え、設置等(いずれも住宅の一部として取付けて使用するものに限る。)</li> </ul>
照明設備、コンセント、スイッチ、住宅設備機器、住宅防災機器等の設置又は交換	電球、蛍光管のみの交換は対象外
補助対象工事に伴う解体工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材、外壁材の取替え、間取り変更等に伴う解体工事</li> <li>・解体工事のみは補助対象外</li> </ul>
バリアフリー化の工事	手すりの設置、段差解消等
構造躯体の工事	基礎、柱、梁その他の構造躯体の補強、修繕、取替え、新設等
木材の防腐防蟻処理、シロアリ等の駆除等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材への防腐防蟻剤の塗布等</li> <li>・シロアリ等の駆除、防虫目的とした薬剤の散布</li> </ul>
増築工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅部分の増築工事</li> <li>・住宅の一部を解体し、既存の部分と一体的に増築する工事は補助対象</li> </ul> <p>※ 建築確認申請が必要な場合は、確認済証の交付を受けてから着工すること。</p>

※ この表に記載のないものについては、建築住宅課までお問い合わせください。

● 補助対象とならないリフォーム工事

リフォーム工事の内容	備 考
市の他の制度による補助等を受ける工事	(介護高齢課) ・安中市高齢者住宅改造費補助事業
	(福祉課) ・安中市重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業 ・安中市日常生活用具給付事業
	(環境政策課) ・安中市浄化槽設置事業費補助事業 ・安中市住宅用太陽光発電システム設置補助事業 ・安中市太陽熱利用温水器設置費補助事業
	(下水道課) ・安中市公共下水道接続促進補助事業
	(建築住宅課) ・安中市木造住宅耐震改修補助事業
介護保険法の規定による住宅改修費の支給対象となる工事	・介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費 ・介護保険法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費
新築又は改築の工事	
別棟の車庫、物置及び倉庫等の工事	
店舗、工場、事務所等の工事	
門、塀、舗装、擁壁等の外構工事	
造園、植樹、剪定等の植栽工事	
下水道への接続工事	
浄化槽の新設、修繕、取替え、撤去等の工事	
太陽光発電設備、太陽熱利用温水器の工事	
電話、インターネット回線等のみの工事	
テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の電気製品又は家具の購入、設置	・テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の購入や設置等 ・ダイニングテーブルや学習机の購入や設置等 (住宅の一部として造作し取付けた家具は対象)
内装工事を伴わない室内カーテン(カーテンレールを含む。)、ブラインド等のみの取付け又は取替え	内装工事に伴うものは補助対象
ハウスクリーニング、排水管の清掃等	補助対象工事に伴う清掃作業は補助対象
解体工事	屋根材、外壁材の取替え、部屋の間取り変更等に 伴う解体工事は補助対象

※ この表に記載のないものについては、建築住宅課までお問い合わせください。